

旧区立特別養護老人ホーム文京千駄木の郷及び
文京千駄木高齢者在宅サービスセンター
運営事業者公募要項

令和7年3月
文京区

【目次】

	頁
1 公募の趣旨	1
2 貸付物件	1
3 実施事業	1
4 貸付条件	2
5 応募資格	3
6 事業運営に関する基本的事項	3
7 貸付物件の維持管理に関する基本的事項	5
8 補助金	6
9 補助金の手続等	6
10 現地見学会	7
11 質疑	7
12 応募手続	8
13 借受者の選定方法	10
14 公募・審査の流れ	11
15 その他	11
16 事業担当者	12
17 貸付物件図面	13

1 公募の趣旨

文京区（以下「区」という。）が所有する以下の施設では、土地建物使用貸借契約（以下「使用貸借契約」という。）を締結の上、社会福祉法人に貸し付け、民設民営による介護保険施設の運営が行われています。

本公募は、現在の使用貸借契約が契約期間満了となることに伴い、現在、施設を運営する社会福祉法人（以下「現行の運営事業者」という。）による運営が終了となるため、当該施設の運営及び関連する事業を継続的に実施する法人（以下「借受者」という。）を募集するものです。

- (1) 特別養護老人ホーム文京千駄木の郷（以下、「千駄木の郷」という。）
- (2) 文京千駄木高齢者在宅サービスセンター（以下、「千駄木SC」という。）

なお、老朽化が進んでいる旧区立特別養護老人ホームについて、施設入所している高齢者に良好な環境を整備するため、順次、大規模改修を実施しています。工事の実施方法や時期等は未定ですが、当該施設についても、区の負担により大規模改修工事を予定しているため、設計から工事完了までの間における運営面に関する協議事項についても実施事業に付随するものとしします。

2 貸付物件

(1) 概要

名 称	千駄木の郷	千駄木SC
所在地 (住居表示)	東京都文京区千駄木五丁目19番2号	
敷地面積	3,196.47㎡	
建物構造	鉄筋コンクリート造、地上4階・地下1階	
延床面積	6,136.79㎡	1,525.19㎡
築 年	25年（平成13年2月竣工）	

*各室の配置、面積等は、「17 貸付物件図面」を参照してください。

(2) 貸付物件の見学

現在、貸付物件においては、現行の運営事業者が利用者に対してサービス提供を行っておりますので、「10 現地見学会」に定める現地見学会以外に内部を見学することはできません。

なお、外観等を見学する際は、車や大人数による見学は控えるなど、利用者、職員及び近隣に迷惑とならないよう配慮してください。

3 実施事業

本事業は、区が「2 貸付物件」に定める土地建物を貸し付け、借受者が事業を自主運営し、介護サービスの提供を継続的に実施するものです。

(1) 使用貸借契約に基づく事業（大規模改修に関する対応を含む。）

ア 介護福祉施設サービス（特別養護老人ホーム）

*定員105人（従来型）

イ 短期入所生活介護及び介護予防短期入所生活介護（ショートステイ）

*併設型：定員6人 空床型：定員8人

- ウ 通所介護及び第一号通所事業（デイサービス）
 - *定員 35 人
 - *定員増を提案することも可能とします。
- エ 認知症対応型通所介護及び介護予防認知症対応型通所介護（認知症デイサービス）
 - *定員 12 人
 - * アからエまでに定める事業について、事業を開始した後、定員を変更しようとするときは、事前に区と協議する必要があります。
- (2) 上記(1)アの運営のもとに区が委託する事業
 - 駒込地域包括支援センター（高齢者あんしん相談センター駒込・分室）業務委託
 - *令和5年度総相談件数：7,647 件（相談実人数：2,335 人）
 - *円滑に業務を開始できるよう必要に応じて令和7年度中に準備委託契約を締結することも検討しています。
- (3) 上記(2)の受託により実施する事業（法人による事業実施）
 - 介護予防支援事業（介護予防ケアマネジメント）
- (4) 上記(1)(2)の運営に併せて区が委託する事業
 - ア 短期集中予防サービスに関する事業
 - イ 認知症施策に関する事業
 - ウ 医療連携相談業務
 - エ 高齢者見守り相談窓口事業
 - オ 高齢者福祉に関する受付（紙おむつ支給申請、日常生活支援用具給付、車いす貸出）
 - カ 介護保険関連事務（要介護認定申請受付、要介護認定調査、住宅改造内容検討書作成）
 - キ 避難行動要支援者に関する業務（実態把握及び広報）
 - * 事業内容については、参考資料1を参照してください。
- (5) その他任意事業（法人による事業実施）
 - 居宅介護支援事業
 - * 現行の運営事業者による実施はありませんが、実施が可能な使用貸借契約を締結するものとし、提案することも可能です。

4 貸付条件

借受者は、次の条件により、区と使用貸借契約を締結するものとします。

- (1) 貸付期間
 - 令和8年4月1日から5年間
 - *貸付期間終了後の再契約については、区と協議の上、決定します。
- (2) 貸付料
 - 無償とします。
- (3) 用途の指定
 - 借受者は、貸付物件を「3実施事業」に定める用途以外の用途に使用することはできません。
- (4) 引渡し条件
 - 令和8年4月1日に、貸付物件を現状有姿にて引き渡します。
- (5) その他

- ア 貸付物件の隠れた瑕疵及び数量の不足について、区は一切の責任を負いません。
- イ 区の承諾を得ずに、貸付物件の形状又は形質を変更することはできません。
- ウ 区の承諾を得ずに、第三者に対して、使用貸借契約に基づく権利の譲渡その他一切の処分をすることはできません。
- エ 区の承諾を得ずに、第三者に対して、貸付物件を使用させ、又は貸し付けることはできません。
- オ 災害発生時その他公用又は公共用に供するため必要が生じたときは、区が貸付物件の全部又は一部を無償で使用することを認めるとともに、区に協力していただきます。
- カ 契約の解除その他の事項については、土地建物使用貸借契約書によります。

5 応募資格

本公募に応募することができる事業者は、次の要件を全て満たす事業者に限ります。

- (1) 社会福祉法（昭和 26 年法律第 45 号）第 22 条に規定する社会福祉法人であること。
- (2) 法人が運営する介護保険サービス事業について、令和 7 年 3 月 1 日現在、過去 5 年以内に介護保険法（平成 9 年法律第 123 号）に掲げる「勧告、命令等」、「指定の取消し等」、「設備の使用制限等」、「変更命令」、「業務運営の勧告、命令等」、「許可の取消し等」の規定に基づく行政上の措置を受けていないこと。
- (3) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 第 1 項に規定する者に該当しないこと。
- (4) 文京区指名競争入札の参加資格を有する者に対する指名停止取扱要綱（18 文総契第 347 号。以下「指名停止要綱」という。）による指名停止処分を受けていないこと。
- (5) 文京区契約における暴力団等排除措置要綱（23 文総契第 306 号）第 4 条第 1 項に規定する入札参加除外措置を受けていないこと。
- (6) すべての関係者において、文京区暴力団排除条例（平成 24 年 3 月文京区条例第 4 号）第 2 条第 1 号から第 3 号に規定する暴力団員及び暴力団関係者でないこと。
- (7) 原則として、過去 3 期連続して営業活動に基づく黒字が出ていること（一時的な事由による赤字の場合を除く。なお、過去 3 期のうち 2 期に営業活動に基づく赤字が出ている場合は認められない。）
- (8) 債務超過でないこと。また、負債総額が資産総額の 2 分の 1 を超えないこと。

6 事業運営に関する基本的事項

事業運営に際しては、それぞれ該当する次の法令、条件等を遵守してください。

- (1) 遵守すべき法令等
 - ア 社会福祉法（昭和 26 年法律第 45 号）
 - イ 老人福祉法（昭和 38 年法律第 133 号）
 - ウ 介護保険法（平成 9 年法律第 123 号）
 - エ 東京都特別養護老人ホームの設備及び運営の基準に関する条例（平成 24 年 3 月東京都条例第 40 号）
 - オ 東京都指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営の基準に関する条例（平成 24 年 3 月東京都条例第 41 号）
 - カ 東京都指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営の基準に関する条例（平成 24 年

10月東京都条例第111号)

キ 文京区介護保険条例(平成12年3月文京区条例第39号)

ク 文京区指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営等の基準に関する条例(平成25年3月文京区条例第9号)

ケ 文京区指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営、指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法等の基準に関する条例(平成25年3月文京区条例第10号)

コ その他関係法令等

(2) 運営に関する条件

ア 事業運営等に関する協定の締結

公募により、借受者として決定された後、提案された事業を確実に実施していただくために、区と事業運営に係る事業運営等に関する協定を締結していただきます。

イ 事業の継続期間

使用貸借契約が終了するまでの期間は、本件建物において、「3実施事業」に定める事業を継続して実施することを義務付けます。

ウ 介護保険事業者の指定

介護保険法(平成9年法律第123号)に基づく指定基準を満たし、東京都及び区から事業者指定を受けてください。

エ 利用者負担額の低減

区の土地建物を無償で使用すること、運営費助成があることから、特別養護老人ホームの居住費及びショートステイの滞在費は基準費用額を設定し、食費については可能な限り低廉な利用者負担額にしてください。

また、社会福祉法人等による生計困難者等に対する利用者負担額軽減制度に基づく利用者負担軽減を行ってください。

オ 事業内容の継続等

(7) サービス利用者の継続利用

「3実施事業」(1)に定める使用貸借契約に基づく事業について、現行の運営事業者が実施するサービスの利用者がサービスの継続利用を希望する場合は、利用者、介護者等にサービス内容等を説明し、了解を得た上で、貸付物件において引き続き同一のサービスを受けられるようにしてください(医療行為が必要な場合も含む)。

なお、サービスの継続利用に当たっては、利用者の自己負担額が急激に増加しないよう配慮してください。

(4) 特別養護老人ホームの入所者の決定方法

文京区特別養護老人ホーム入所指針(平成15年4月14日区長決定)に基づいて入所者を決定してください。

(7) 区民の優先利用

(7)に定めるほか、貸付物件において実施する「3実施事業」(1)イ及びウに定める事業の利用者決定に当たっては、区民が優先して利用することができるよう配慮してください。

(2) サービスの質及び継続性の確保

サービス提供者の変更による利用者負担の軽減、円滑な事業開始に必要な人材確保を

図り、提供するサービスの質及び継続性を確保するため、現行の運営事業者の職員のうち希望する者の継続雇用については、最大限配慮してください。

(ハ) 業務の引継ぎ

借受者として選定された後、現行の運営事業者と協議の上、引継ぎに関する計画書を作成し、円滑な事業の開始並びにサービスの質の確保及び継続性の維持を図り、速やかに業務の引継ぎを行ってください。

カ 備品

現行の運営事業者が取得した備品については、現行の運営事業者との使用貸借契約の満了に伴い撤収される予定のため、事業運営に必要な備品は借受者が用意してください。

ただし、借受者として選定された後、現行の運営事業者と備品の取扱いについて協議することは可能です。

キ 地域住民・地域団体等との交流

事業の運営に当たっては、地域住民・地域団体等に対し十分な説明を行い、要望に対しては誠実に対応してください。

また、地域住民・地域団体等との信頼関係を構築し、地域に開かれた運営を行うとともに、地域福祉の向上に貢献できる運営を行ってください。

ク 職員の資質向上

利用者に対するサービスの向上が図られるよう、職員の資質向上に努めてください。

ケ 福祉避難所の指定

貸付物件について、区と協定を締結し、福祉避難所としての指定を受けていただきます。また、区が実施する福祉避難所運営訓練の実施に協力してください。

コ 物品購入等

物品購入、業務委託等に当たっては、可能な限り区内中小企業に発注するよう努めてください。

サ 福祉サービス第三者評価の受審

「3実施事業」(1)に定める使用貸借契約に基づく事業については、福祉サービス第三者評価を定期的（3年に1回以上）に受審してください。

7 貸付物件の維持管理に関する基本的事項

(1) 安全管理及び機能保全

借受者は、貸付物件の安全管理及び機能保全のために必要となる措置を講じるとともに、当該措置経費を負担してください。

(2) 建築基準法に基づく定期点検

建築基準法（昭和25年法律第201号）第12条第2項及び第4項に規定する点検については、借受者が実施してください。

(3) 建物火災保険

貸付物件に係る建物火災保険については、区が加入し、保険料を負担します。

(4) 修繕及び改修

貸付物件に係る修繕及び改修工事の分担については、使用貸借契約に基づき、修繕及び改修の内容により、区又は借受者が実施します。

なお、主な分担区分は、区が躯体に係る改修及び各種設備の更新、借受者が各種設備の補修その他修繕とします。

【参考】主な修繕及び改修履歴

事業所名	内 容
千駄木の郷 (千駄木SC含む)	中央監視装置の更新(令和3年度)、給湯設備の改修(令和4年度) 照明器具の更新(令和6年度)、昇降機の更新(令和6年度)

(5) 原状回復義務

借受者は、使用貸借契約が終了するとき又は解除されたときは、区が認める範囲内において貸付物件を原状に回復させた上で、速やかに区に返還していただきます。

8 補助金

(1) 運営費助成

「3実施事業」(1)に定める使用貸借契約に基づく事業に係る運営費(電気料金、小破修繕費、定期検査業務費等)の一部について、補助金を交付予定です。

*旧区立特別養護老人ホームは、東京都特別養護老人ホーム経営支援補助金の対象外です。

【参考】過去3か年の交付実績

事業所名	令和3年度	令和4年度	令和5年度
千駄木の郷 (千駄木SC含む)	9,988,180 円	17,260,624 円	13,472,147 円

(2) 介護施設等の施設開設準備経費等支援事業(東京都)

ア 補助基準額(定員1人当たり(併設ショートステイを含む。))
989,000 円

イ 対象経費

開設前6月に係る需用費、使用料及び貸借料、備品購入費(備品設置に伴う工事請負費を含む。)、報酬、給料、職員手当等、共済費、賃金、旅費、役務費並びに委託料。

(3) 開設準備経費支援補助(文京区)

ア 補助額(予定)

千駄木SC 13,710,000 円

イ 対象経費

開設前6月に係る需用費、使用料及び貸借料、備品購入費、報酬、給料、職員手当等、共済費、賃金、旅費、役務費並びに委託料。

9 補助金の手続等

(1) 補助金の手続

ア 借受者は、「8補助金」(3)に記載の開設準備経費支援補助の交付を受ける場合は、本公募に関する手続とは別に、東京都又は区と補助協議を行う必要があります。

イ 本公募要項掲載の補助制度は、東京都及び区の予算の上限等により変動する場合があります、実際の交付額を保証するものではありません。

(2) その他

その他詳細は、文京区補助金等交付規則(昭和49年文京区規則第44号)、及び特別養護老人ホーム文京千駄木の郷事業実施準備経費補助金交付要綱(仮称)の定めるところによります。

10 現地見学会

本公募の実施に当たって、次のとおり、現地見学会を開催します。

現地見学会への参加は、応募の必須条件ではありませんが、応募を予定している事業者は、可能な限り参加してください。

なお、事業者説明会は開催いたしません。

(1) 開催日時

現地見学会は、参加の申し込みをいただいた事業者ごとに希望日時を伺い、施設と調整して決定します。

(2) 出席者

1 事業者につき、3 人までとします。

(3) 申込方法

(5)の LoGo フォームにより、次の事項を明記の上、現地見学会を申し込んでください。

ア 事業者名 *コンサルタント会社等のみで、申し込むことはできません。

イ 所在地

ウ 電話番号

エ メールアドレス

オ 出席者所属及び氏名

カ 現地見学会希望日時

事業者ごとに実施し、30 分程度を予定しています。令和7年4月15日（火）から令和7年4月18日（金）までの期間で、希望する日時を記載してください。なお、希望する日時が他の事業者と重なったときは、調整させていただきます。

(4) 申込期限

令和7年4月9日（水）午後5時まで

(5) LoGo フォーム

区ホームページ「健康・医療・福祉」→「高齢者福祉」→「高齢者の施設に関すること」→「旧区立特別養護老人ホーム文京千駄木の郷及び文京千駄木高齢者在宅サービスセンターにおける運営事業者の募集について」→「現地見学会」

(URL : <https://www.city.bunkyo.lg.jp/b020/p007746.html>)

11 質疑

(1) 質疑の方法

ア 運営事業者公募に関する質問票（別記様式第1号。以下「質問票」という。）に要旨を簡潔にまとめ、電子メールにより提出してください。

イ 電話、郵送及び窓口訪問による質問は、受け付けません。

ウ 提出期限後は、質問票を受け付けません。

エ 質問票は、質問事項1件ごとに作成してください。

オ 本公募に関し、現行の運営事業者に対して、運営状況等を問い合わせることはできません。

*介護サービスについては、次のホームページに掲載されている内容も参照してください。

・介護事業所・生活関連情報検索 (URL : <https://www.kaigokensaku.mhlw.go.jp/>)

(2) 提出期限

令和7年4月25日（金）午後5時まで

(3) 提出先

文京区福祉部介護保険課高齢者施設担当（TEL：03-5803-1208）

E-mail：現地見学会において、メールアドレスを通知します。

*現地見学会に不参加の事業者には、個別にメールアドレスを通知します。

(4) 回答方法

令和7年5月12日（月）午後5時までに、随時、区ホームページに掲載します。

区ホームページ「健康・医療・福祉」→「高齢者福祉」→「高齢者の施設に関すること」
→「旧区立特別養護老人ホーム文京千駄木の郷及び文京千駄木高齢者在宅サービスセンター
における運営事業者の募集について」→「質問の受付」

(URL：<https://www.city.bunkyo.lg.jp/b020/p007746.html>)

(5) 回答の位置付け

質疑回答書は、本公募要項と一体のものとして、本公募要項と同等の効力を有するもの
とします。

12 応募手続

(1) 応募方法等

応募する事業者は、次のとおり、書類を提出してください。

書類名	提出期限等	提出方法
応募意向書 (別記様式第2号)	令和7年5月19日（月）午後5時まで	郵送又は電子メール
応募書類 (3)の書類一 式)	令和7年5月26日（月）から 令和7年5月29日（木）まで 午前9時から午後5時まで (正午から午後1時までを除きます。)	窓口持参（要電話予約） *その他の方法により提 出された場合、応募は受 け付けません。

*提出期限までに応募意向書が提出されていない場合、応募書類は受け付けません。

(2) 提出先

文京区福祉部介護保険課高齢者施設担当

〒112-8555 文京区春日一丁目16番21号（文京シビックセンター18階南側）

T E L：03-5803-1208

E-mail：現地見学会において、メールアドレスを通知します。

*現地見学会に不参加の事業者には、個別にメールアドレスを通知します。

(3) 応募書類一覧

No.	書類名	様式	
1	応募書	別記様式第3号	
2	応募書類一覧	別記様式第4号	
法人関係書類	3	法人の概要及び沿革	別記様式第5号
	4	運営施設一覧	別記様式第6号の1～第6号の2
	5	法人定款	
	6	法人登記事項証明書	
	7	法人代表者印鑑証明書	
	8	代表者の経歴書	別記様式第7号の1
		管理者の経歴書	別記様式第7号の2
	9	役員一覧表	別記様式第8号
	10	理事会の議事録	
	11	法人の理念及び運営方針	別記様式第9号
資金関係書類	12	預金残高証明書	
	13	決算書(貸借対照表、事業活動収支計算書及び資金収支計算書)	
	14	予算書	
	15	施設経営計画書	別記様式第10号
	16	事業運営準備経費の資金計画書	別記様式第11号
	17	借入金償還計画書	別記様式第12号の1～第12号の2
	18	事業収支シミュレーション	別記様式第13号の1～第13号の3
	19	収入の積算根拠	別記様式第14号の1～第14号の2
	20	人件費の積算根拠	別記様式第15号の1～第15号の2
事業運営関係書類	21	事業運営等に関する考え方	別記様式第16号
	22	地域及び関係機関等に対する考え方	別記様式第17号
	23	職員に対する考え方	別記様式第18号
	24	業務の引継ぎに関する考え方	別記様式第19号
	25	職員配置計画書	別記様式第20号の1～第20号の2
	26	監督官庁の指導検査における指摘文書及び改善報告書一式	
	27	事故発生報告書一式	
	28	現在運営している施設に関する資料	(パンフレット等)

(4) 書類作成上の留意点

- ア 応募書類は、別紙「応募書類作成要領」に基づいて作成又は用意してください。
- イ 別記様式第5号から別記様式第20号までについては、書類に加え、電子データ(Excel)を作成の上、CD-R、USBメモリ等に格納し、一式を提出してください。
- ウ 応募書類の著作権は、応募事業者に帰属します。ただし、区は、事業実施予定事業者の公表など必要なときは、応募書類の内容を応募事業者の承諾を得ずに無償で使用できるものとします。

エ 応募書類等は、理由の如何を問わず返却しません。

(5) 追加書類の提出

応募書類の差し替え及び追加提出はできません。ただし、区が必要と認めるときは、応募書類の差し替え若しくは追加書類の提出又は説明を求めることがあります。

(6) 応募の辞退

応募書類を提出した後に辞退するときは、辞退届（任意様式）に辞退理由を明記し、代表者印を押印の上、応募書類の提出先まで持参し、提出してください。

13 借受者の選定方法

(1) 選定方法

ア 公募型のプロポーザル方式とします。

イ 旧区立特別養護老人ホーム文京千駄木の郷及び文京千駄木高齢者在宅サービスセンター運営事業者選定委員会（以下「選定委員会」という。）において、応募書類の内容について審査を行い、上位3事業者程度を選定します。

ウ 第一次審査の結果は、全ての応募事業者に対し、令和7年7月中旬を目途に、文書により通知します。

エ 第一次審査を通過した事業者について、次のとおり、第二次審査（現地調査、プレゼンテーション及び質疑応答）を行います。

なお、日時及び場所の詳細は、第一次審査の結果通知に記載します。

(ア) 現地調査

日程調整の上、事業者が現在運営している特別養護老人ホームの運営状況を現地調査します。特別養護老人ホームの運営実績がない場合は、現在運営している介護保険施設の運営状況を現地調査します。

(イ) プレゼンテーション及び質疑応答

応募書類に基づき、1事業者につき15分以内で行い、その後、選定委員会委員から30分程度の質疑を行う予定です。

オ 第一次審査及び第二次審査の総合評価点が最も高い候補者を借受者として選定します。

なお、第一次審査及び第二次審査の総合評価点が区の定める基準点に満たない場合は、順位にかかわらず、借受者として選定しません。

(2) 最終結果の通知

最終結果は、第一次審査を通過した応募事業者に対し、令和7年8月中旬を目途に、文書により通知します。

(3) 借受者等の公表

借受者の選定後、本公募の応募状況並びに借受者の名称及び提案内容の概要について、区ホームページで公表します。

14 公募・審査の流れ

<p>令和7年</p> <p>4月9日(水)午後5時まで 4月15日(火)～18日(金) 4月25日(金)午後5時まで 5月12日(月)午後5時まで 5月19日(月)午後5時まで 5月26日(月)～29日(木) 午後5時まで</p> <p>7月上旬(予定) 7月中旬(予定) 8月上旬(予定) 8月中旬(予定) 10月(予定)</p>	<p>現地見学会申込期限 現地見学会 質問票提出期限 質問回答期限 応募意向書提出期限 応募書類提出受付期間</p> <p>選定委員会(第一次審査) 第一次審査結果通知送付 選定委員会(第二次審査) 最終結果通知送付 事業運営等に関する協定締結</p>
<p>令和8年</p> <p>3月(予定) 4月1日(予定)</p>	<p>土地建物使用貸借契約締結 運営開始</p>

15 その他

- (1) 応募事業者は、応募書類の提出をもって、応募条件等の公募内容を承諾したものとみなします。
- (2) 提出された応募書類に重大な不備若しくは虚偽の記載があったとき又は区からの質疑において虚偽の説明等を行ったときは、失格とします。
また、指名停止要綱に基づき、指名停止を行うことがあります。
- (3) 借受者の選定後において、応募資格を満たさなくなったとき又は応募書類内容に重大な変更が生じたときは、決定を取り消すことがあります。
- (4) 本公募に必要な一切の費用は、応募事業者の負担とします。
- (5) 応募事業者名は、借受者に限らず、情報公開の対象となります。
また、応募書類は、借受者に限らず、事業者のノウハウに係る情報、財務内容、人事に係る情報など、応募事業者の正当な利益が侵害されるおそれがあると認められる箇所以外は、情報公開の対象となります。
- (6) 区が提供する資料は、本公募に係る検討以外の目的で使用することはできません。
また、本公募に係る検討の目的の範囲内であっても、区の了承を得ず、第三者に対して、これを使用させ、又は内容を提示することはできません。
- (7) その他本公募要項に定めのない事項及び本公募要項に疑義が生じたときは、福祉部長が別に定めるものとします。

16 事業担当者

(1) 特別養護老人ホーム等（ショートステイ・デイサービス含む）に関すること

文京区福祉部介護保険課高齢者施設担当

担 当：藤田・野中・本岡

電 話：03-5803-1208（直通）

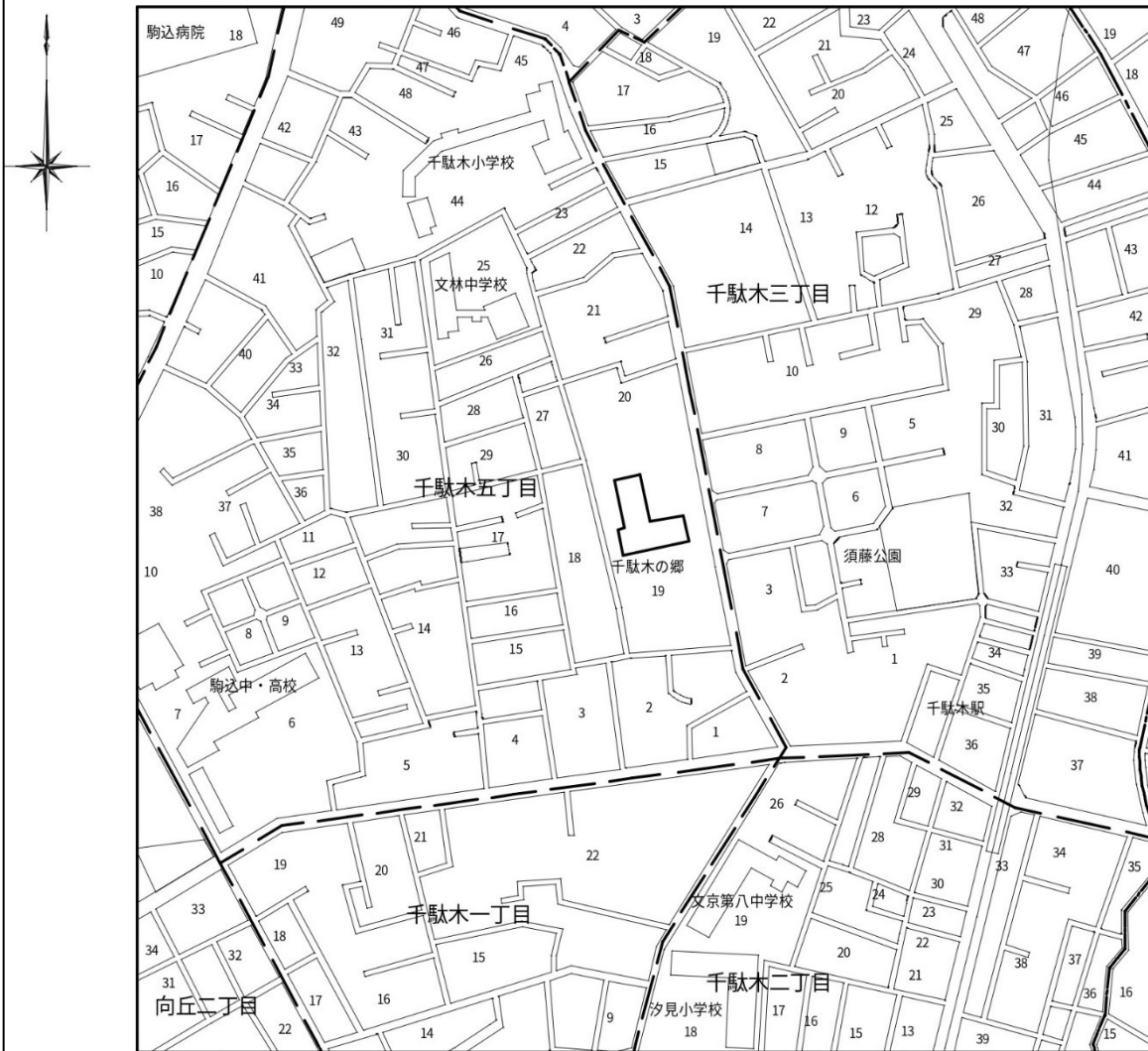
(2) 地域包括支援センター等に関すること

文京区福祉部高齢福祉課地域包括ケア推進係

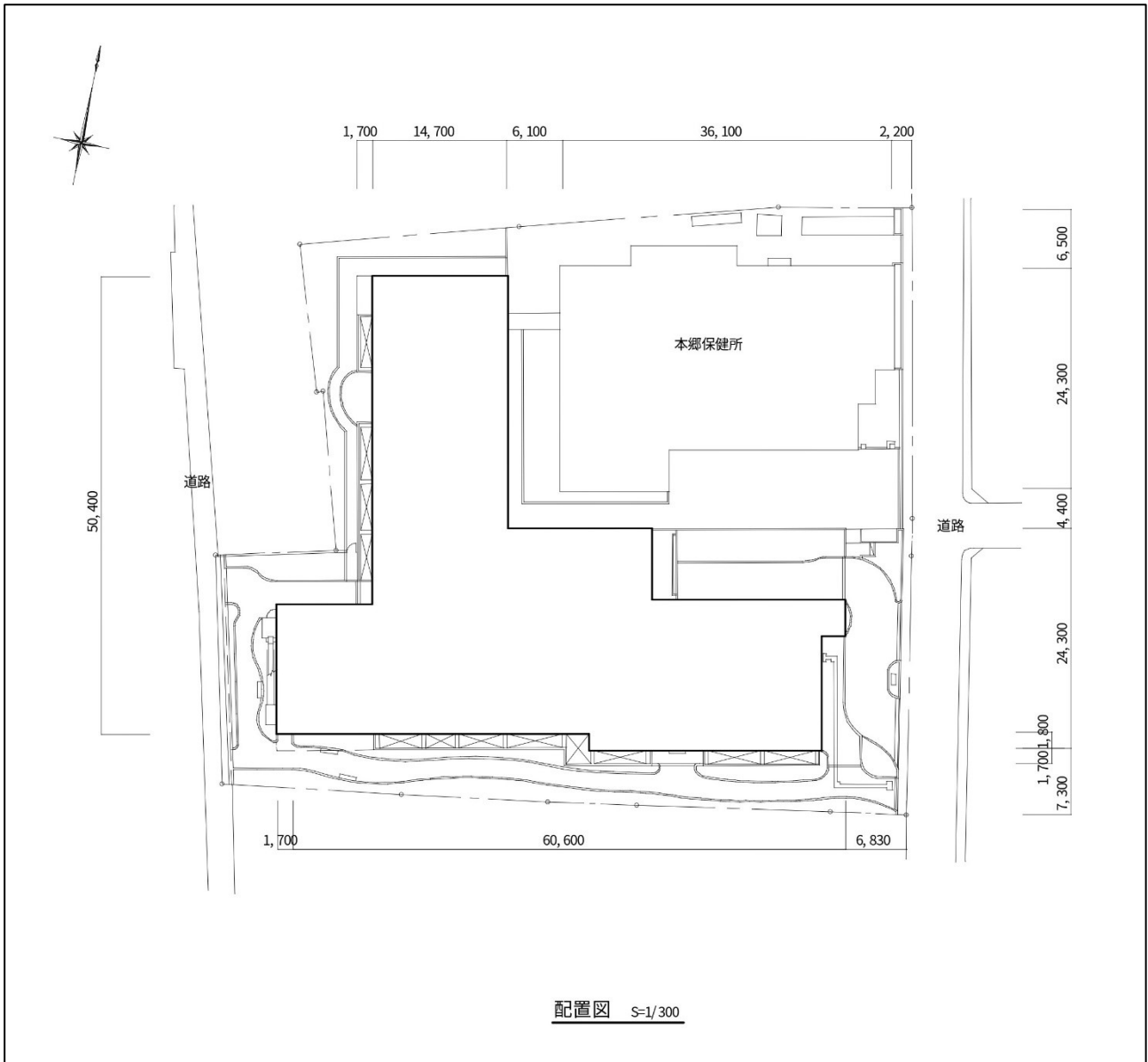
担 当：重田・丹野

電 話：03-5803-1843（直通）

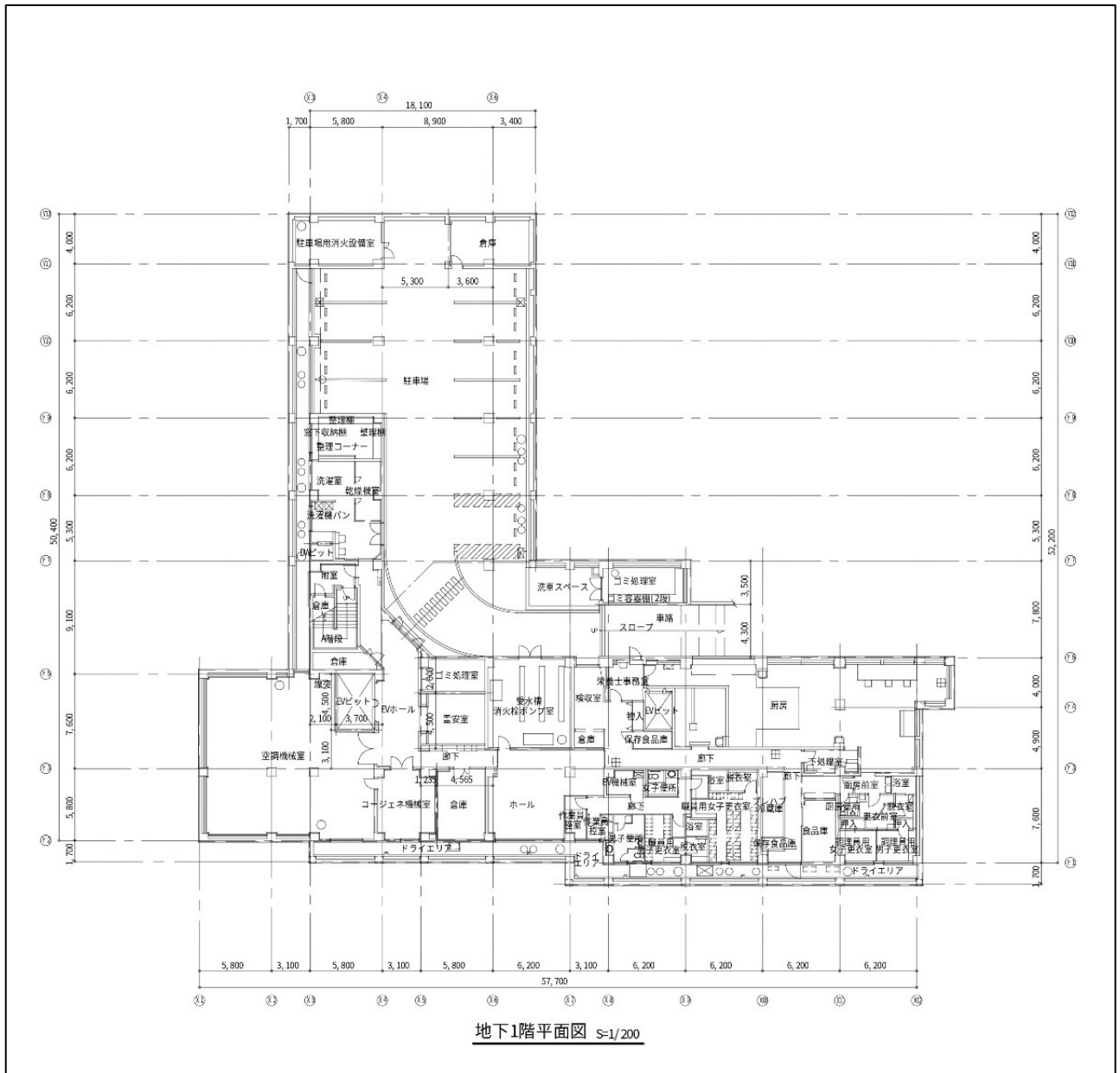
17 貸付物件図面

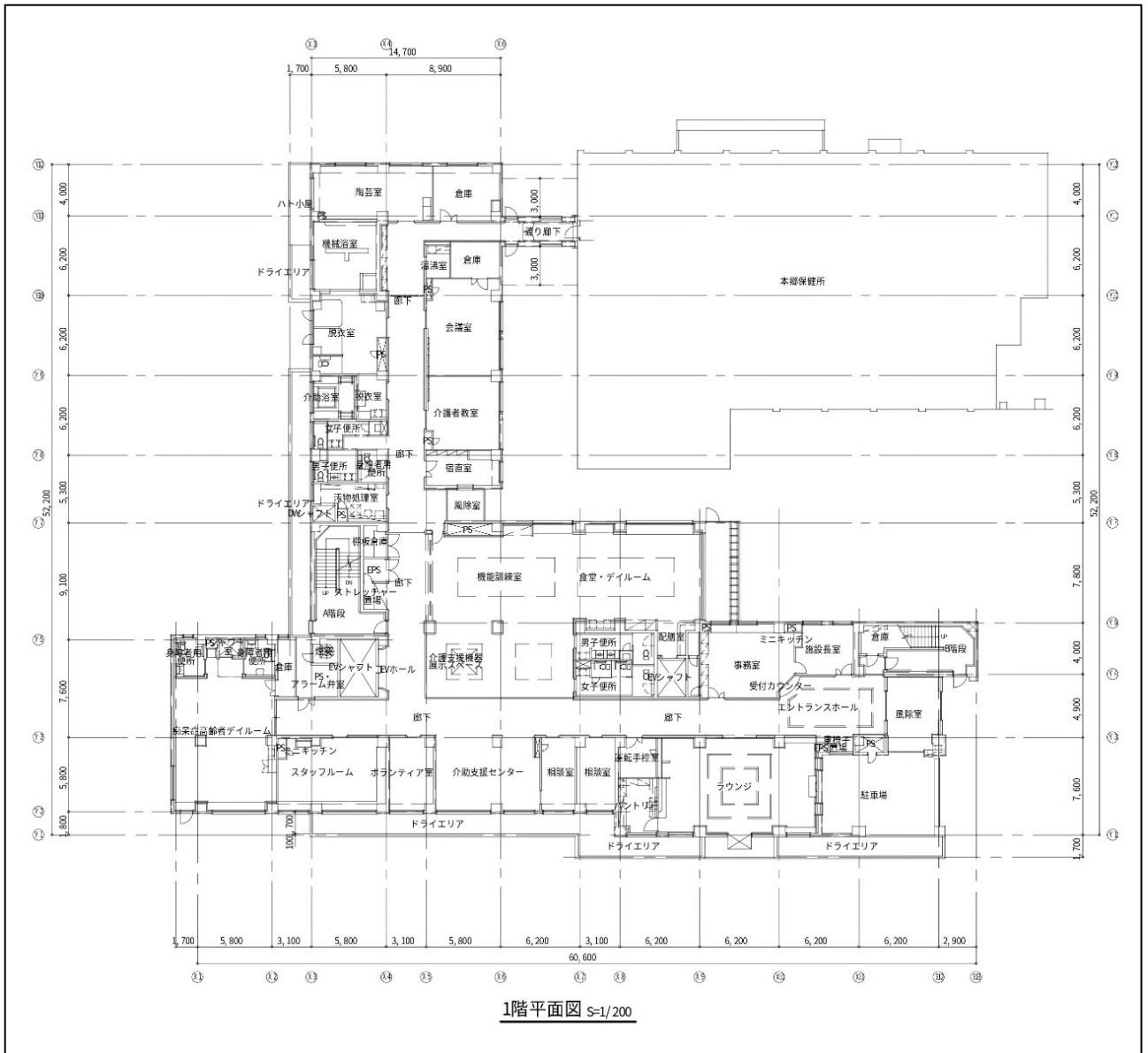


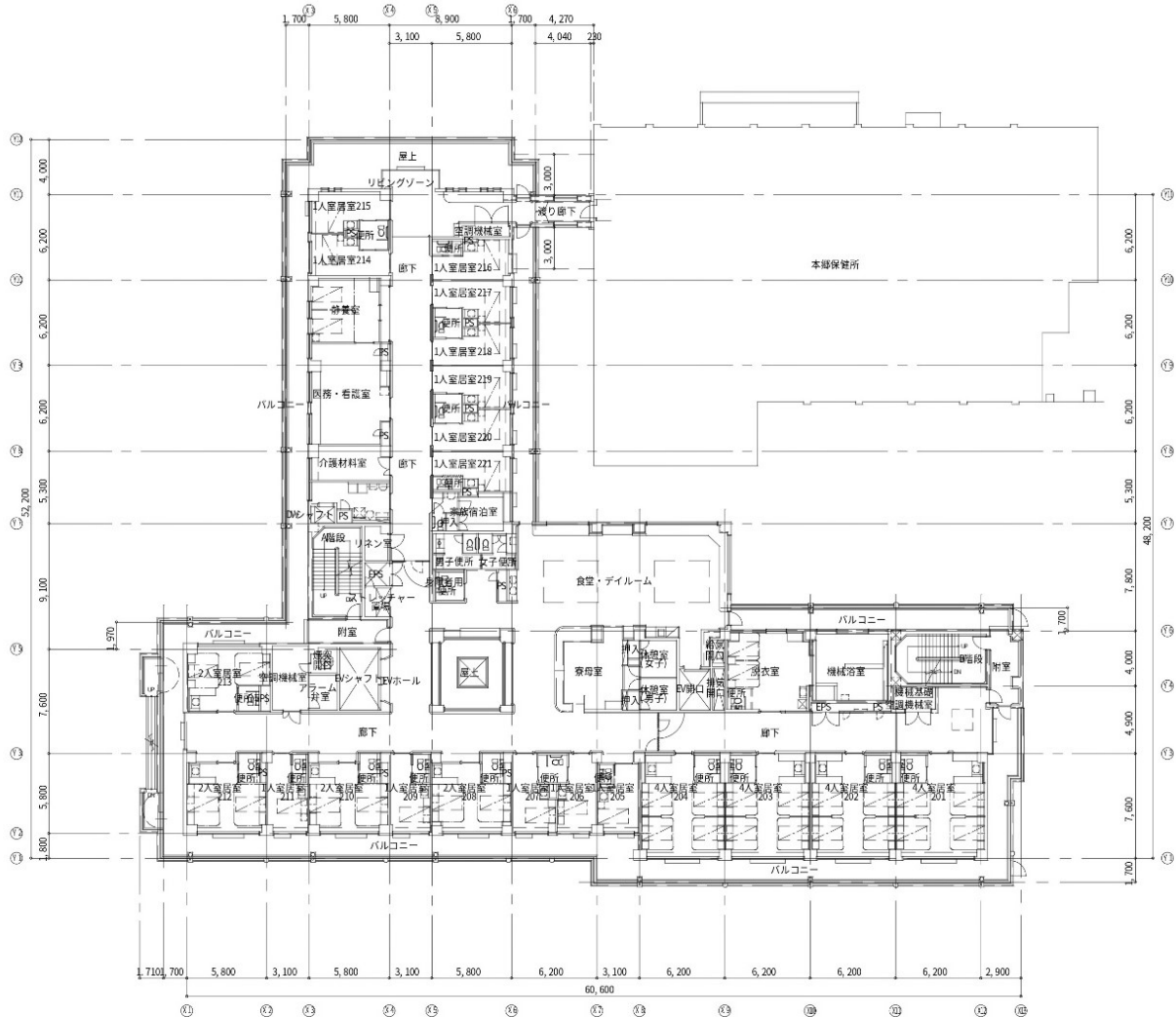
案内図 S=1/3,000



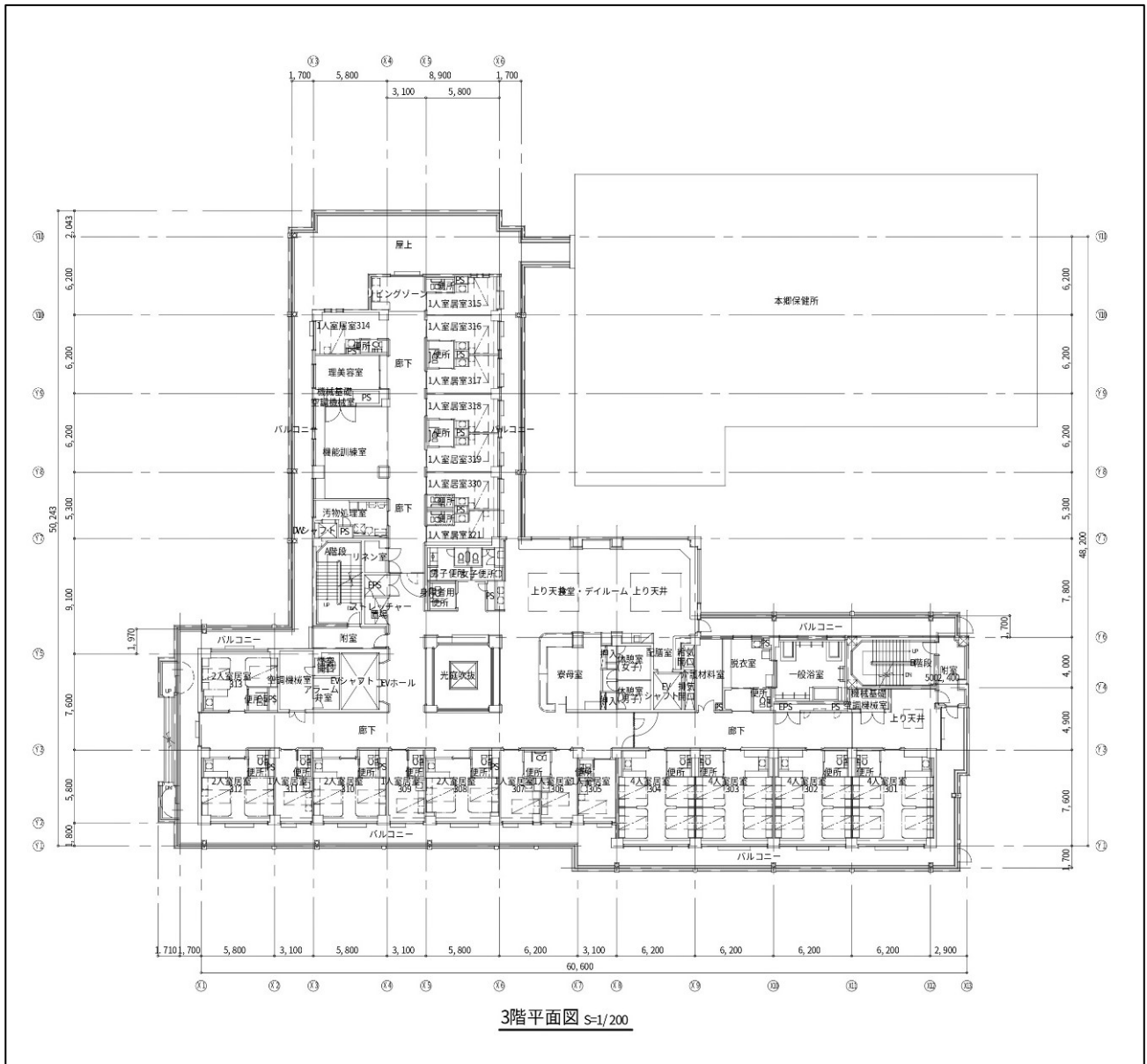
配置図 S=1/300

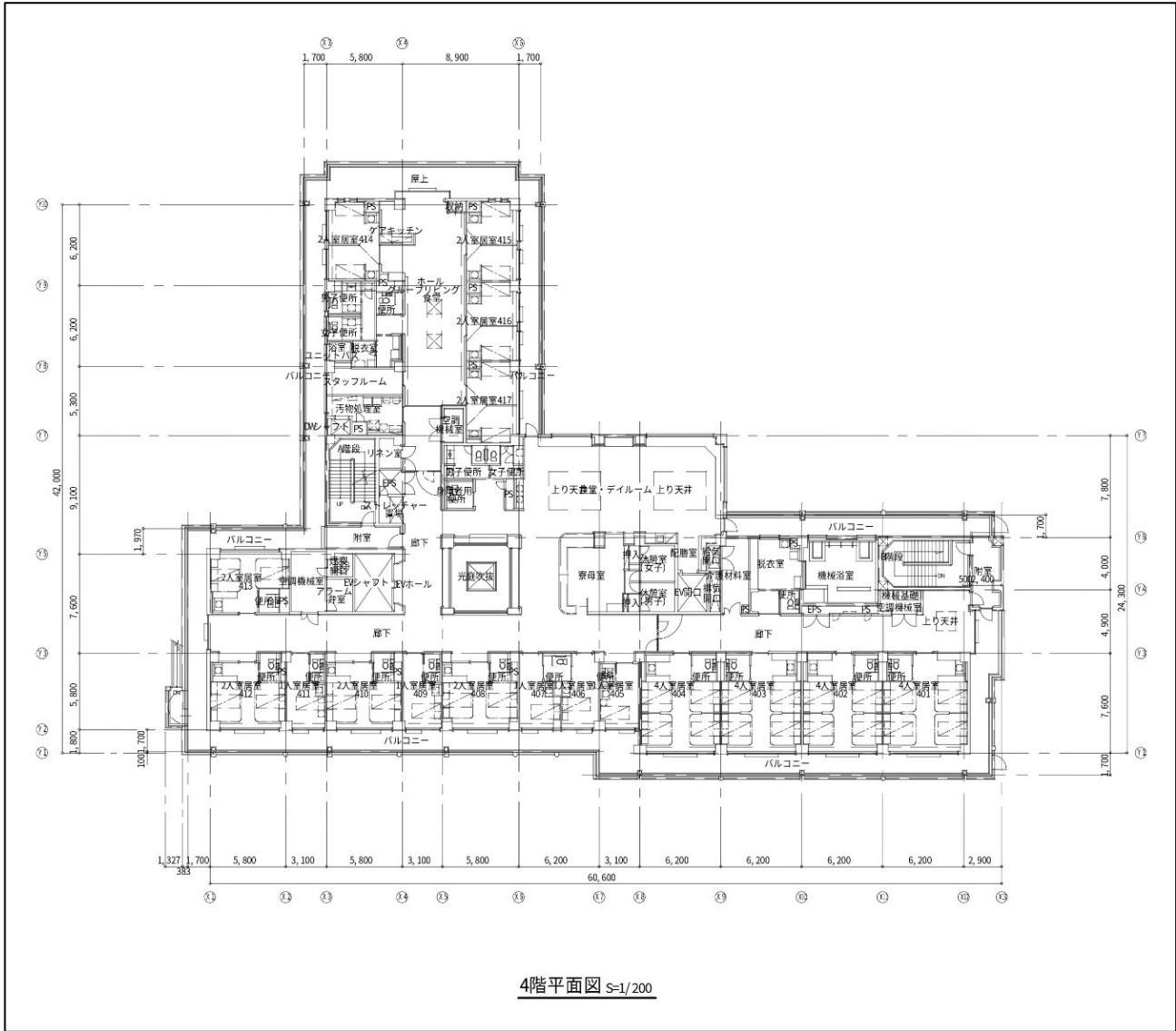


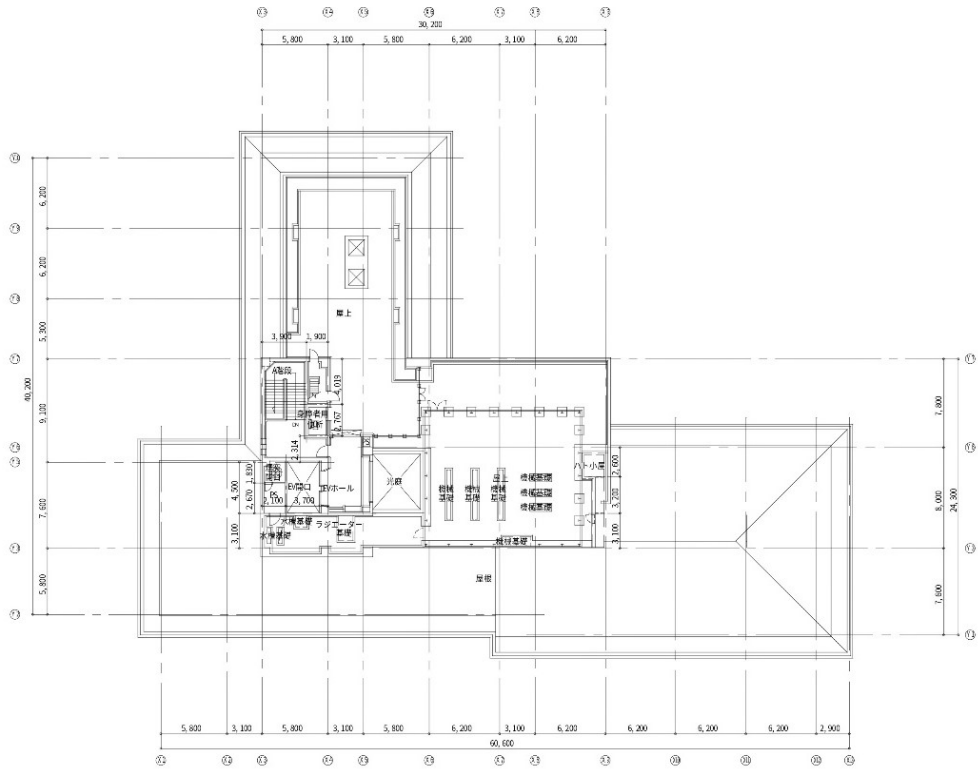




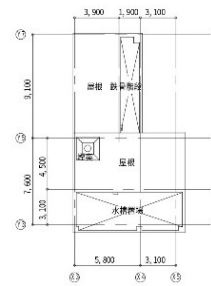
2階平面図 S=1/200



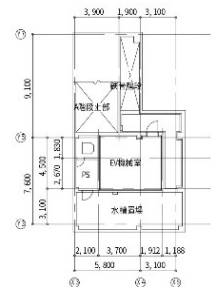




1F階平面図 S=1/200



2F階平面図 S=1/200



3F階平面図 S=1/200